

ちば消防共同指令センターに常駐する医師の就業及び身分等取扱細目

(趣旨)

第1 この細目は、ちば消防共同指令センターに常駐する医師の就業及び身分等取扱要綱（以下「要綱」という。）の規定による勤務時間及び報償費の取扱等に関する事項について定める。

(消防長が必要と認める勤務時間の指定)

第2 要綱第9条第3項ただし書の勤務時間の指定については、勤務の必要に応じ指定することとし、新たに指定する勤務時間中に要綱第9条第3項別表に定める休憩時間が与えられない場合は、別表のとおり休憩時間を与えるものとする。

(報償費とその計算方法)

第3 常駐医師の報償費は、別表のとおりとする。

- 2 千葉市医療職職員が、千葉市の給与が支給されている正規の勤務時間が割り振られている時間帯に勤務した場合は、報償費は支払わない。
- 3 通勤費は、通勤のため片道距離が1キロメートル以上のうち、鉄道、バスその他の交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とするものに対し、別表に定める額を支払う。

(報償費の計算期間)

第4 報償費の額は、月の初日から末日までの間における勤務時間数に時間額を乗じて得た額の合計額とする。ただし、月の末日の勤務時間が翌月にかかる場合は、その勤務の始期に属する月に算入する。

- 2 報償費の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数によって計算するものとし、この場合においては、その端数が30分以上のときは、1時間とし、30分未満のときは切捨てる。

(報償費の支払時期)

第5 報償費の支払日は翌月の21日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日、月曜日又は土曜日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日、月曜日又は土曜

日でない日を支払日とする。

(端数計算)

第6 報償費の支払に際し、その集計の結果に1円未満の端数を生じた場合は、その端数額は切捨てる。

(控除)

第7 常駐医師に報償費を支払うときには、源泉所得税を控除する。

2 所得税は、給与所得の源泉所得税額表の月額表を使用して算出する。

附 則

この細目は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成25年4月1日から施行する。

別表

第2関係

休憩時間

勤務時間	休憩時間
6時間以下	15分
6時間を超え8時間以下	45分
8時間を超える	1時間

第3関係

報償費

種別	時間帯	金額（1時間あたり）
昼勤	8：00～18：30	5,000円 ※
夜勤	18：30～8：00	6,000円 ※
通勤費	実費を支払う。	

※ 12月29日から翌年の1月3日までの間においては、1時間あたり500円を加算する。